

環境破壊の太陽光発電は止められる 国保税は1万円以上の引き下げを!

佐久間 久良 議員



日本各地で大小の太陽光発電施設が建設され、いまメガソーラーが鴨川市で問題になっている。286軒にも及ぶ森林を伐採しパネル約45万枚、130メガワットという日本屈指の発電施設をつくるという。私は以前からこの問題を取り上げてきたこともあり、鴨川市などの人たちとともに、千葉県や国に要請。そこで改めてわかったことは、千葉県のひどさ。ゴルフ場3つ分にもなる森林を伐採するのに、建設物ではないからと環境アセスメントの対象にならないと言っている。しかも、地滑りなどの災害や環境破壊、河川などの汚濁、農・漁業問題などさまざまな問題があるにもかかわらず、まさに縦割り行政そのままに、責任を転嫁し始めた。この後、資源エネルギー庁、林野庁、環境省に対しても要請した。この中で、1つ光明が見えた。再生可能エネルギー特別措置法(FIT法)の認定を受けることにより、固定価格での買い取りが行われる。認定は、法令の遵守が義務づけられており、法を守らないと認定が取り消されることになる。取り消されると、生産した電力を固定価格で購入してもらえず、売電に支障が出る。ここで重要なのは、法の遵守義務は自治体が制定した条例も入るといふ。我々孫子市などでは独自の条例をつくっている。大網白里市でもこうした条例を参考にし、「住みたい、住み続けたいまち」をめざし、条例等を制定することを強く要望し、質問に入る。

問 国民健康保険について伺う。国保法第44条は一部負担金の減免規定。一部負担金は、医療機関など窓口で支払う医療費や薬代などが、一定条件のもと免除、減額、徴収猶予される。その目安は、基準生活費。この基準生活費はどのくらいか。

答 試算として夫婦ともに45歳、子どもが13歳と7歳の4人家族の場合、

生活保護法による保護の基準は、年額286万710円になります。

問 4人家族の所得が280万円以下、年収で約400万円を少し超える程度だと44条の適用を受けられる可能性がある。通知できないか。

答 減免の対象になるかどうかは各個人の生活実態を聴き取りし、収入や資産、預金の状況を把握しなければなりません。したがって、対象者へ通知するためには、調査が必要であり、一概に収入や所得といった情報のみでは判定ができず、通知することはできません。今後も関係課と連携し、対象となる可能性のある方の把握に努め、適切に活用できるように、丁寧な対応に努めてまいります。

問 保険料だが、年収400万円以下で30歳代の4人家族の場合、国保税が40万3,000円、協会けんぽが20万1,756円。30歳代の年収180万円の単身者は国保税が13万7,400円、けんぽが8万9,004円。協会けんぽは、本人負担分のみで事業所分は含まれていない。国保税が東金市より高い現状を見て、何とかしようと思わないか。

市長 協会けんぽなどの医療保険は、国民健康保険と異なり、保険料の2分の1を事業者が負担している。保険料の個人負担は低くなること認識をしています。

国民健康保険の加入者負担については、平成30年度から施行される広域化において公費の追加投入等により、一定程度の軽減が図られるので、市としてはより多くの方々に軽減の効果が及ぶよう努めてまいりたいと考えています。

いま市長から答弁があったように、県で示された標準保険料は、現在よりも約8,000円、低く算定されている。これにとどまらず、さらに1万円以上、引き下げるべきではないでしょうか。

住民の目線で出産・子育てを支援し、 住みたいと思える町作りを!

森 建二 議員



フィルムコミッション、テレビ等を活用した観光誘致について。今話題のテレビドラマ「陸王」。舞台の埼玉県行田市は人口8万人、ものづくりで有名ですが、市が全面協力をする事で経済効果がこの1カ月で1億5千万円だそうです。また、お隣千葉市が舞台の「民衆の敵」。千葉市議会や市内でロケが行われ、問い合わせも多いそうです。我々が大網白里市でも大いに可能性が有ります。豊かな田園風景、歴史的な建造物群そして白里海岸等の自然。ぜひ皆で知恵を絞って人を呼び込みましょう。○みどり丘市有地を活用した出産・子育てを支援するまちづくり事業について

問 この事業は、昨年10月から東洋大学を事業パートナーとしてPPP(公民連携)の事業実施を目指して進めてきた。しかし選考委員会で評価点に達せず、東洋大学とは10月で委託契約を終了する事になった。具体的な応募事業者はどのようなプレゼン、審査基準だったか?

答 公募の結果、8社から構成される1企業グループから応募がありました。代表企業は東京都新宿区にあるグリッドグループホールディング株式会社。他に施設の設計を担う都内の企業、測量・土木設計などを行う東金市内の企業。協力企業としてはデザイン企業、設計建築を行う企業、維持管理を行う企業、子育て支援施設の運営を行う企業でした。プレゼンは10月4日に行われ、選考委員会では市有地の活用に向けた事業計画や設計、建設計画、維持管理運営、自由提案、提案価格等について説明を受け、委員10名による選考審査の結果、採用基準点に満たなかったため優先交渉権者は該当なしと決定しました。理由は委員各々の心象に関わる事ゆえ明確にはわかりませんが、採点では、事業実施体制

施設計画、施設のセキュリティ、自由提案などの項目が低くなりました。

問 この1年間の東洋大学との契約に係る費用は?本市に何をもたらしたのか?

答 東洋大学への支出額は3,450万円、半分程度は国交付金の充当を予定します。成果は、東洋大学では産婦人科医院や民間企業、自治会等から要望等の聞き取り調査を実施した上で公民連携手法による土地利用計画やモデルプランの策定、事業スキームについて調査検討などに取り組み、市有地活用基本計画を策定するなど一定の成果が得られたと考えます。またこの取り組みによって公民連携手法の事業推進に係る専門的知識やノウハウが蓄積された事で、職員の人材育成の面でも有効だったと考えます。今後は事業手法の見直しに取り組み、得られた専門的知識やノウハウを活用しながら事業を進めます。

問 最後に市長、今後の市有地整備についての考えを。

答 引き続き、私としてはこの市有地に子育て支援施設や産院、商業施設などを誘致し、みどりが丘地区を産院として活用し、みどりが丘地区を整備する事で、本市に子育て世代を呼び込みたいと考えています。今回、公民連携手法で公募手続を進めました。が、選考委員会における審査の結果、残念ながら事業者の決定には至りませんでした。今回の公募は、国の地方創生拠点整備交付金を活用する関係で、日程がタイトになってしまった事など、企業にとつて参加しにくい面があったかも知れませんが、基本的に市の考え方は変わりませんが、今後改めて事業手法などを検討し、早期に具体的な内容を決定して参りたいと考えています。

その他教育行政及び観光行政について、質問しました。

①文化財保護と観光活用 ②地域医療 ③高齢者の緊急通報体制整備事業

蛭田公二郎 議員



1 文化財保護について

問 市の文化財は、単に保護するだけでなく、観光資源としての価値もあるが、それぞれの文化財の現状を見ると、観光の目玉でもある正法寺の「説明書き」がボロボロで判読できないとか、南玉の滝では龍の口から水が流れて滝になっているが、その龍の顔が草に覆われてしまっているとか、案内標識が少ない等々、キチンと日常の管理を行う必要がある。必要な予算をしっかりと組んで文化財保護に努めていただきたい。また、文化財ではない貴重な史跡や遺跡も沢山ある。例えば、①北今泉の産業道路沿いにある高村光太郎の詩を刻んだ石碑と3体の地蔵。地蔵は光太郎の妻智恵子と妹と、妹の嫁ぎ先の母。3人が一緒に暮らしていた「田村別荘」のゆかりとして建てられた②かつて鰯漁が盛んな頃、鰯から油を搾り取るための施設の煙突が産業道路沿いにある③「南玉の岬の里」この源氏ボタルは見事で駐車場などを整備すれば大いに観光価値がある④戦時中の日立航空機工場跡地等、こうした史跡を観光資源として掘り起こしに努めていただきたい。

答 市では文化財や名勝、見所の紹介に取り組みしておりますが、今後も市の史跡、名所、見所を把握し、紹介していきたいと考えています。

2 地域医療、高齢者医療について

問 産科医院の建設については振出しに戻って検討するということか。

答 現時点では、みどりが丘市有地に子育て支援施設や産院、商業施設などを整備するという基本的な考え方は変えておりません。

場所、事業手法など、市民の利便性なども十分考慮した上で、早期の建設に努力していただきたい。

問 高齢化の進行の中で、今後、病床機能の分化及び連携が必要になってくるが現状はどうか。

答 医療機関の機能や専門性、役割による病院間の連携が図られていると認識しています。

救急車を呼んで到着するまで全国平均は6分。しかし、救急車が来たらなかなか搬送先が見つからないという現状がある。地域の医療連携特に山武地域の公的医療機関の連携強化に努めていただきたい。

問 後期高齢者の健康診査の実施状況はどうか。

答 平成27年度は23.7%、28年度は23.4%です。

千葉県平均は35%。受診率向上に努めていただきたい。

3 緊急通報装置について

問 この問題について、これまで二つの要望をしてきた。①心臓疾患などを患っている高齢者については、住民基本台帳上同居者がいても事実上日中独居の高齢者は対象にする②高齢者の動きを察知するセンサーの設置。今回、要綱の見直しで二つの要望が実現された。

今朝、今回見直しの対象となった地元の高齢者が市役所に申請するのに付き添ったが、申請出来て大変喜んでいました。現在、事業の利用人数、利用料、今後周知計画などについて説明をお願いします。

答 利用者は290人、利用料金は非課税世帯は無料、課税世帯は300円。日中独居者は1200円。今後広報紙や出前講座等で市民の皆さまへ周知に努めてまいります。

民生・児童委員や社会福祉協議会の理事の皆さんは、高齢者の見守り活動をやっているが、こうした見守り活動にとつても今回の見直しは大きな力になると思う。

見守り活動をやっている皆さん、高齢者の皆さんには是非周知をされ、高齢者の皆さんの安全・安心のための取り組みに努められることを要望し質問を終わります。